



286号クイズの答え
「さくら」卵
 応募数 56通(正解55通)
当選者
 高槻市 K Kさん
 高槻市 松尾 孝子さん
 高槻市 bububuさん
 茨木市 こんちゃんさん
 吹田市 吹田の Mさん
 吹田市 阪本 伊穂子さん
 東淀川区 みよちゃんさん
 東淀川区 つ るさん
 池田市 すけ マ マさん
 池田市 ようちゃんさん

連載 ピースな時間

「戦争体験を語りつく」の巻

- P** 暑いねえ。夏やせした気分やわ。
- S** 気分だけなん？ 夏バテなしでいいね。
- P** 食欲モリモリ!!特に生協のうなぎを食べると元気が出るよ。
- S** 今年も暑い八月、広島に、平和を願って世界中からたくさんの方が来はったね。ピースツアーについては、4ページに載ってるから読んでね。
- P** 私は吹田の組合員さんから、戦争体験を聞いたよ。4才言うたら最初の記憶やと思うけれど、裏の家に爆弾が落ちて火事になった時、お母さんは消火活動にかけつけ、当時5年生だった一番上のお姉さんに妹二人を乳母車に乗せて避難するよう言いはって。それで、お姉さんが乳母車を押して農道を歩いていたら、自警団の人に「こんな所を歩いていたら爆弾で狙われるぞ!!」って、田んぼに乳母車ごと突き落とされたんだって。また、ぎゅうぎゅう詰めの防空壕に逃げ込んだ時、「おしっこに行きたい」と泣きべそをかいたら「静かに!」と怒られたんだって。
- S** 幼い少女にとって、つらい記憶だね。
- P** 別の方も4才のころ、終戦を伝えるラジオの玉音放送を聞いていた大人たちの悲痛な様子を覚えていると話されたよ。一緒に戦争体験を聞いていた若いお母さん達は、「普段、平和について考える事はあまりないけれど、お話を聞いて本当に良かった。子どもたちには、そんなつらい体験はさせたくない。平和の大切さを伝えていかなあかんと思った」って。私も同感だったわ。
- S** 話されたお二人の平和への思いがよく伝わったんやね。戦争を体験された人の言葉は、胸に届くよね。次世代へ伝えていくこと、呼びかけて広めることって大事やね。じゃあ、夏太りにならないようにね。
- P** もうすぐ食べ物のおいしい秋がやってきまーす。平和ってありがたいね。



P ピーちゃん **S** スーちゃん

お悩み相談室

子育てのコト、家族のコト、アナタのお悩み、何でもお寄せ下さい。「こうすればいいかも」「私はこうしています」などお悩みに対するはげましやアドバイスなどもお聞かせ下さい。

相談 001

豊中市 テレビっ子さん

今大阪に住んでおりますが、来年より夫の転勤で主人の実家の岩手に移り住む事になりました。あちらは田舎で、私は昔から都会にあこがれていて、今まで名古屋→埼玉→大阪と住み、どこでも大都会は楽しかったです。来年の事を考えると...

編集部

組合員さんから「石川県から最近引っ越してきたものです。石川でも生協さんにお世話になり、大阪でもすぐに生協さんに入りました。生協さんは、色々な学習会があり、楽しく参加させて頂いています。私は、産地見学やメーカーさんの商品学習会が好きなので、色々参加したいと思っています」(淀川区 なおま)というおたよりを頂きました。このように全国に生協があり、引っ越し先でも生協に加入し、地域の催しなどに参加してお友達を作れたら、その地方の良さが分かるかもしれませんね。

お答えします 声

Q 工場見学の企画がありますが、どこの工場でもいけるのですか？(み～るクラブアンケートより)



A 産地工場見学は、生協商品を製造しているメーカーさん、生協とおつきあいのある産地の生産者の方にご協力いただき、企画しています。地域の行政区委員会や生協本部が主催していますので、具体的に行ってみたい産地やメーカーがありましたら、「おたより欄」にておきかせください。企画の参考にさせていただきます。

私たち消費者の強い味方 その名も「KC's(ケーシーズ)」

裁判員制度がスタートし、ほんの少し「裁判」が身近になりましたね。でもまだまだ、裁判や法律は難しくて分からないもの。被害が少額だと泣き寝入りしている人も多いのでは...

そこで、消費者や弁護士団体等の粘り強い運動により、2007年画期的な法律が施行しました。それが「消費者団体訴訟制度」です。消費者個人の代わりに、消費者団体が裁判を起こせるようになったのです。

経過

悪質な訪問販売、携帯電話やインターネットを使った架空請求など、消費者が被害にあう事例が後を絶ちません。悪質商法などの被害額は2007年度で約3兆4000億円に上ると推計(国民生活白書)されています。事業者(企業など)と消費者とでは情報量や交渉力の差は大きく、消費者被害は広がっています。消費者の利益を守るため、その一つとして消費者団体訴訟制度が実現しました。

消費者団体訴訟制度とは?

内閣府より認定をうけた消費者団体が被害者に代わって、事業者に対して訴訟を起こすことができる制度です。裁判により、業者の不当な行為を認めた契約条項をストップすること等ができます。

消費者支援機構関西とは?

関西圏を中心に、消費者団体訴訟制度を活用し、消費者被害の予防・拡大防止や救済に取り組むため設立されたのが消費者支援機構関西(略称=KC's<ケーシーズ>)です。《よどがわ》も団体として会員になっています。

被害にあったら

- ◆被害にあった場合は一人て悩まず、すぐお近くの消費生活センターに相談しましょう。
大阪府消費生活センター ☎06-6945-0999 (月~金 9~17時)
電子メール相談 <http://kanshokyo.jp/mail/>
- ◆KC'sでも「契約や解約に関する被害情報」を受付けています。
KC's情報受付窓口 ☎06-6945-0729 (月~金 11~16時)
ホームページ▶ <http://www.kc-s.or.jp/contact/mail.html>

※お寄せいただいた消費者被害の情報は、KC'sの検討委員が検討をし、不当な契約条項や勧誘行為が判明した場合、是正するよう事業者へ申入れ等を行います。

